

会 議 録

会 議 名	第2回 佐久市環境審議会	
事 務 局	環境部 環境政策課庶務政策係	
開 催 日 時	平成26年11月20日(木) 10時00分～12時00分	
開 催 場 所	佐久市役所議会棟二階 全員協議会室	
出 席 者	委 員	10/16名出席 白井委員、岩間委員、加藤委員、代理：岡本委員（中里委員）、 小林委員、阿部委員、武重委員、工藤委員、油井委員、寺尾委員
	事 務 局	佐藤環境部長 高橋環境政策課長 関口庶務政策係長 庶務政策係（2名）
会議次第	<p>1. 開 会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 会議事項</p> <p style="padding-left: 40px;">（1）佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の素案について</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉 会</p>	

第2回佐久市環境審議会 議事録

日 時:平成26年11月20日

10:00～12:00

場 所:議会棟 全員協議会室

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 会議事項

(1)佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の素案について

《生活環境課より説明》

【 質疑、意見 】(各要約)

(委 員) 家庭系資源ごみの目標割合が減っているのは、リサイクルに使われるべき古紙が、可燃ごみに回っていたりするという他に、何か減ってきている理由はあるのでしょうか。

また、軟プラ等を仕分けする時に、洗ってきれいにしなくては、市としては資源ごみとしてそのままリサイクル業者に出すということとはできないのだと思いますが、かえって手間がかかるということについてはいかがなんでしょうか。こうしたことも資源ごみが減っていくことに関係してくるのでしょうか。

(担当課) 資源ごみはかなり減っています。考えられる大きな要因としては、区での回収が進んでいることがあります。これは、市での回収の他に、一般の廃棄物を処理できる業者さんと区の間で自主回収を行うことが最近増えているというのも一つの要因です。また、分別すれば資源、分別しなければ可燃や埋立になってしまうという中で、きちんとした分別がされれば、資源というのはもっと増える要素があります。

特に雑紙や軟プラですが、確かに汚れているとなかなか出されても資源としては難しいということもあり、きちんときれいにした状態でもらいたいとはお願いしています。最終的に集められた軟プラは、溶り協会（容器リサイクル協会）を通じて、資源化の業者に引き取られていきます。その軟プラと呼ばれるプラスチック類は、普通に業者さんをお願いして処理してもらおうと、今の100倍の費用が掛かります。溶り協会を通じてやってもらうことにより、資源化に要する費用というのはぐっと抑えられております。そして、それは最終的にはパレットですとか硬質プラスチック類に成型し直して、いろいろな面で活用されている部分もありますし、中にはそれをエネルギーとして利用している部分もあります。例えば焼却によって、単なるごみ

焼却施設というよりは発電系といったエネルギーとしての利用もされているというように伺っています。

昨今、軟プラ等の価格がなかなかついていないというのもあり、昔はきちんとした分別であればかなりの金額というのでも出ましたが、価格としては、最近はそこまではいかないとのことですが、そうは言っても、単に燃やすのではなく、何らかの活用をしていくというのはひとつの市としての姿勢でもありますし、これは市民の皆さんにご協力いただいて今後も計画してまいりたいと思っております。

(委 員) さっきの洗浄の問題、どの程度洗浄すればいいのかというのは。

(担当課) どこで線を引くのかということもなかなか難しいですが、きれいにしていただければすべて資源になるということです。ちょっと洗い物のついでに洗っていただいて出してもらおう。そういう習慣づけをしていただければと思います。

(委 員) 汚れたものが混ざっているとどうなるのですか。

(担当課) 収集業者の方で、過度に汚れているものが混ざっている場合には、イエローカードというかたちでゴミステーションに置いて行かれるということになります。

(委 員) 過度でなければ持って行ってくれるのですか。

(担当課) はい、要は資源化できるような状態、一通り汚れを洗うにしても拭うにしても表向ききちんときれいになっていれば回収はしてくれます。

(委 員) じゃあ、油を洗剤で落とすということはしなくてもいいのですか。

(担当課) 基本的には油まみれのものというものは厳しいと聞いております。佐久市の場合は溶り協会の契約している、飯山にある再生工場に搬出しております。ボールというかたちに圧縮梱包して持ってくわけですが、そちらで年に1回必ず検査を行っています。その検査項目の中に品質検査というものがありまして、そこで品質のところを細かく見られております。また、中に危険品が入っていないか等についても審査の対象になってきます。

さらに、2重袋になっていないかも検査され、すべて破袋されて袋から出

してきちんとベールになっているかということを検査されます。

佐久市のごみについては品質については、今年の検査はきれいさという点においてはよかったのですが、ただ、危険品が一点、注射針が入っておりまして、ランク D という結果になっております。このランクによって、今までは合格すると分配されるお金があったのですが、これが最近ではほとんど原資がなくなり、長野県にも昔の10分の1、100分の1の金額しか来なくなっています。それを検査に合格した市町村で分け合うというかたちになっておりますけれど、そちらの方を当てにするよりも、逆に今度は、検査に合格しないと溶り協会に引き取ってもらえなくなるという危惧がございます。そういったしますと、先程の説明にもありましたように、今現在ですと溶り協会の方では通常に処理する場合の100分の1の金額で処理してくれておりますが、今度は100倍の予算を計上して市民の税金を使って処分をする形になりますので、そういうことを避けるためにも、市民の皆さんには分別をしていただき、軟プラの関係についてはきちんと試験にパスするようなかたちのごみとして出していただきたいと市からお願いしたいと思っております。

(委員) お金の関係も絡んでくると、市民の方も税金が有効に使ってもらいたいということがありますから意識も高揚しますので、そういうことを広く周知していただければきれいなゴミにつながるのではないかと思います。

(委員) 溶り協会というのは、制度は補助金になっているのですか。

(担当課) 拠出制度で賄っておりますので、メーカー、事業者の方から出たお金をプールにして行っていると聞いております。
プラマークがついているメーカーさんは出しているという考え方です。

(委員) 生ごみ処理機ですが、普及があまり思った通りにいかないのは、処理能力が小さいからだと思えます。もっと能力が大きくて安いものがないですか。

(担当課) 電機メーカーの品で乾燥タイプが多いですが、畑等の土地をお持ちの方はコンポスト等、もっと他の方法で大量に自家処理が可能だと思いますが、前に庭しかないという皆さんはそういうものが向いていると思えます。

今インターネットを通じていろいろ調べてみますと、多様な自家処理の方法がありますので、広く情報を集めながらそうしたものも対象としていき、制度を少し見直すことも考えている状態です。

(委員) 商品の幅を広げるのは非常に良いことだと思いますし、案内を広げていく

ともう少し需要があるのかなという気がしています。乾燥式とバイオ式の二通りで、簡単に言えば二つに分けて、補助金の額を変えてみるのは一つの手ではないかなと思います。能力的にもバイオ式ですと倍くらいの処理能力があるかと思ひますし、需要もあるかと思ひます。

(担当課) これからパンフレットも作ろうと思ひていますが、自家処理をするための方法を紹介したマニュアル的なものを各家庭に配って自家処理を推進していきたいと思ひます。

(委員) 細かいことですが、1点目が数字のことで、資料中の1人1日排出量の部分ですが、算定式の年間排出量の部分に単位を記載していただかないとなぜ10の6乗をかけているのか、一般の人が見て理解しにくいと思ひます。

2点目が、資料にごみ処理費用が記載されていますが、1t当たりの処理費用が佐久市では29,745円かかっているということですが、これは、全国と比べてどうなのか、もし資料等あれば教えていただければと思ひました。

3点目が、家庭のごみ3大分別14種類のごみの分別について説明がありますが、これも全国的にみて14種類というのが多いのか少ないのかということも一般市民としては知りたいと思ひました。

4点目が、1日排出量の量が非常に佐久市は少ないということで、全国3位と書いてありますが、これは全市町村に対して3位なのか、あるいは市、広域等の範囲を決めて、それぞれ範囲ごとに比較して全国3位なのかということについて教えていただければと思ひます。

5点目が、焼却処理量の推移ということで、表がありますが、ここの数字が佐久市全体で平成25年度は、17,687tとなっていますけれど、その前のページの焼却処理量では、年に17,585tとなっていて、数字が本来合うべきではないかと思ひますがなぜ合わないのかという点。

最後に6点目が、佐久のクリーンセンターと川西清掃センターのごみの組成割合を調べていますけど、佐久の場合、その他の項目があるのですが、このその他というのが何か教えていただきたい。以上です。

(担当課) 今、ご質問ありました1点目の年間排出量については単位がtだということをはっきり明示させていただきたいと思ひます。

2点目でございますが、こちらでは佐久市の一般廃棄物においてのごみ処理費用について推移を明示させていただいております。ご指摘ありましたとおり全国と比べて佐久市はどうなのかということにつきましては、資料を作成致しまして、また見やすくご説明させていただきたいと思ひます。

3点目にごみの分別14分別佐久市では分別回収をしていただいております

すが、20分別位の細かい分別をされている自治体さんもありますし、また、逆に分別が少ないという自治体さんもありますので、この14分別について全国と比べた場合どうなるかということもわかりやすく付け加えさせていただければと思います。

4点目、同じページに佐久市は全国3位の1人1日の排出量ということで明示がありますがけれども、当然自治体の人口規模によってごみの排出量というのは大きく差が出ております。この1人1日排出量の全国の順位というのは、毎年環境省が全国の自治体からの一般廃棄物の情報を集めまして、発表をしております。それは人口部分によって分かれています、佐久市の場合には現在10万人を超えている自治体ということで、全国3位に入っているという状況でございます。このあたり、国の資料がございますので、資料編に付け加えてわかりやすくしていきたいと思っております。

5点目でございますが、平成25年度の佐久市全体の焼却処理量が前のページのグラフと違うということで、17,687.26tと17,585tという数字の違いがございますが、17,687.26tという数字は、両方のクリーンセンターに入ってきたごみを燃やしているという前提で把握をしておりますので、トラックが入ってきた重さを毎日集計して調査をした結果になっております。また、前のページの17,585tの部分については、国の実態調査に基づいて数字が出ているもので、県を通じて環境省が毎年数字を把握しておりますが、そこに若干の齟齬があったのではないかと思います。これにつきましては精査をさせていただきたいと思っております。

最後に6点目、ごみの組成という調査を佐久クリーンセンターと川西清掃センターのグラフで明示しておりますが、佐久クリーンセンターにつきましてはその他というのが平成25年度において25%と、意外と大きな割合を示しております。その他というのは、例外なく、紙・布類、ビニール、合成樹脂、木、竹、ワラ、厨芥類、不燃物類に分別されないものが入っているということで、具体的にそれは何かということになると、その他はこれですというご説明がちょっと今できませんので、それについてもその他の内訳、解る範囲で調査をしたいと思っております。以上でございます。

(委員) せっかくの機会ですので伺いたいのですが、まず資料中のコラムの分別のポイント、古布の部分ですが、ダウンジャケット等、わたのに入った物については埋立ごみというご説明なのですが、これは自然物と化学合成由来のものをなかなか分別ができないために埋立の分別になっているのかという点について教えていただきたい。

もう一つ、佐久市の分類では、蛍光灯、乾電池、ガラス類、カミソリ類は埋立ごみに含まれていますが、場所によっては資源ゴミとしてリサイクルに

回っているところもあるのではないかと思います。いずれにしても埋立に回っているということは、埋立ごみの減量というのは大変大きな課題だとは思いますが、コストとの兼ね合いでいろいろな課題がおりなのだと思いますが、その辺について教えていただければと思います。

(担当課) 布団とわた類の関係でございますが、こちらに関しましては従来佐久市としますとわたをそのまま集めて資源化というかたちでやるというルート等を持っていないというのが実情です。焼却というかたちでも、実際に布団あるいはダウンジャケット等を可燃に入れるとしますと、今のクリーンセンターにそのまま直に入れることはできません。それを粉碎等して入れるという形になるわけですが、今の佐久市のクリーンセンターの方ではそうしたものをきれいに粉碎して入れるシステム等がないというところもございまして、わた類に関しては埋立とさせていただいているという経過があります。

素材に関しては関係なく、自然由来でも化学合成のものも、わた類というかたちで取り扱いを行っております。

蛍光灯と乾電池につきましては、市内の業者等の中で資源化というかたちでの契約等を行っているところがないということもございまして、埋立というかたちで従来通りやらせていただいているのが実態です。

(委員) できないということがよく解りましたけれども、長期的に見た時に、埋立場所の確保や維持のコスト等もあるでしょうからその辺の検討というのは何かあるでしょうか。

(担当課) 今の最終処分場ですが、今、ボリュームの調査が終わってしまっていて、今のペースで埋めていけばあとどれくらいもつのかというと13年くらいが今の状況です。埋立については本来全く燃やせない有機質でないもの、例えば欠けたガラスや瀬戸物等、そういうものの他に、布団や硬質の資源化できないプラスチックについても埋め立てています。

今のクリーンセンターは当時の設計カロリーが低いものですから、なかなかそういう高カロリーのものには燃やせない、そうした状況なものですから埋め立てていますが、今度の新しい施設は、基本的にはそうしたものも処理可能な施設ですから、もちろん減量は市民の皆さんにご協力をいただくわけですが、現在の埋立のごみの中には、調査の中でかなりの部分が燃やせる系のごみとなっておりますので、埋立の量はかなり減ることになります。ですから最終処分場の寿命については10年単位で伸びる可能性もあります。

また、乾電池等については、昔は危険な物質が入るということもありましたが、基本的に埋め立てて問題ないという検証を得ていますので、基本的に

は現在のところ埋立を継続していきたいと思っています。かさがあって本来燃やせるものは燃やして熱回収してもらおうという考えです。

(委員) 市内もコンビニエンスストアが多いですけど、分別の関係、回収や分別の現状についてお聞きしたいのですが。

(担当課) 市内のコンビニエンスストアについては、コンビニの方で事業主として、それぞれ契約をされているというように聞いておりますので、佐久市としますと、それがどういうかたちで排出されているかというところについては掌握しておりません。

(委員) それは市内で処分されていることはないということですか。

(担当課) それは事業系の排出ということになりますので、それに関しては、事業者さんそれぞれが処分業者と契約をされてやっているとしますので、市内で処分されているのかどうかについてはわかりません。

事業系の一般廃棄物というものに関しては、私共の方に届けが来ておりまして、事業系のごみ袋を販売している中で、ある一定の関係については掌握しておりますけども、産業廃棄物の範疇になりますと、市の方で管轄しているのは一般廃棄物の範疇になるものですから、産廃につきましてもは掌握していないというのが実情です。

(委員) よく4つくらいに分けるごみ箱が用意されているのですが、例えばヨーグルトの容器やクリープの容器等は可燃ごみとして入れられていますよね、そのへんの先はわかりませんか。業者に任せるということですか。

(担当課) そうですね、産業廃棄物の範疇になってしまいますと、こちらの方では現在把握しておりません。

(委員) うちの家庭のことで言いますと、クリープ等は水道で中身を流してからビニール類に入れて捨てていますが、わずかなことですが積み重ねというのはかなり大きいと思います。ただもうみんな燃やしてしまっているのかなというふうにはしか判断できないんじゃないかと思うんですけども。市がそのへんの指導をどこまでできるのかということですか。

(担当課) ご指摘の内容についての関連ですが、先ほどの説明の中で市では一般廃棄物、事業系の廃棄物の中で一般廃棄物に該当する焼却可燃ごみ等の関係や埋

立ごみの袋を販売しておりまして、事業系のごみとして、可燃ごみについてはクリーンセンターに入ってるものがあります。その中で、今までですと1年に1度、抜き打ちで、クリーンセンターの方で職員が丸1日ついて、出されているゴミの中身をチェックをして指導していたわけですが、1年に1回1日だけやるということではなくて、その回数を増やして、これからは今のご指摘のような搬入されているごみについて事前に水際でチェックをする機会をたくさん設けて、違法なものが中に入っていないかどうかということ強化したいと思います。

(委員) チェックも促進しないと難しいと思いますけど、わかりました。ありがとうございます。

(委員) 佐久市の衛生委員会の立場から2点ほどお聞きしたいのですが、前回の衛生委員会の中でも、現状は地域によっては一人暮らしの老人や、認知症になってしまったような方もおられ、そういった方々からしてみれば、現状のごみの分別でも精一杯で、ごみを出すのが一番の重労働だといった方もいます。ごみの分別をこれからこのようにきれいにやり、より良い佐久市でやっていくんだというのはわかるのですが、ごみを出すのも精いっぱいだという方々のことも合わせて福祉課等とも連携していただいて、何らかの対策を考えていただきたい。今は区の衛生委員の中で、ごみが出た段階で指導はしていますが、やはりこの軟プラと可燃ごみの関係等がごちゃごちゃになってしまっている。名前もうまく書けないという人もおり、随時イエロー等で問題も起きている。その対策が一点。

それから、新クリーンセンターの稼働にあたって、供用開始前にごみの分別の具体的なビジョン、例えば今までは埋立だったものを、今度は可燃の方へ回していただきたいということはわかる段階で教えてもらいたい。

(担当課) 先ほどの一人暮らしのご老人やそういう方の対応について、確かにおっしゃられることの大変さはよくわかります。そのへんについては福祉の方にもそういう問題もあることを把握していただいて、なんとか市の分別に馴染めるようにご指示いただけるようお願いしていきたいと思います。

それから、分別の見直しですが、今、新クリーンセンターは一部事務組合ができて、造成の計画から今度施設の仕様の段階に入っています。

これは一応、1市3町という枠組みでの施設でありますので、入れるごみについても、それぞれがばらばらのものを入れるわけにはいかない。このごみは良くてこれはだめだというものをきちんと決めていくということになります。ですから、もう少しお時間いただくことにはなりますが、施設はまだ4年

くらいかかりますので、いずれにしても稼働までにきちんと市民の皆さんへの説明をしたうえで新クリーンセンターの整備を進めてまいりたいと思います。

(委員) それに関連してなんですけど、ごみの処理がどの程度簡単にできるかというのはその土地の住みやすさの一つの大きな指標になると思います。特に歳を取ってくるとそういうごみの捨て方が楽な土地というのは住みやすさにつながるといいますので、将来燃やせるものを増やすということをしていただくと、熱回収でエネルギーのトータルのバランスをできるだけ取っていただくなど、そういう方向に向けた方が、その土地の住みやすさということにつながるんじゃないかと思います。

(担当課) ただ、委員さんのおっしゃられる考えもありますが、やはりごみは資源として使えるものは使った方がいい。それから、できるだけ環境に負荷を与えないように堆肥化する等されることが望ましいというお考えの方もいらっしゃいます。

そういう中で国の方針として、やはりごみは減らし、そのあとは資源化をできるだけする。そして、最終的にどうしようもないものは燃やす。このような順序というのは一応全国の統一的な考え方であるということで、それに沿ったものではあります。

また、先ほど新クリーンセンターの話もありましたが、分別に関しては、今、佐久地域はほとんど同じだと思っています。そんな中で、できる限り資源化はしたいということで、分別はできるだけわかりやすく、ただ文字だけ書いてもわかりづらいものですから、一目でもはっきりわかるようなことは工夫していきたいと思っています。

(委員) もう一つ、可燃ごみの半分が水分だと思いますが、私たちがごみ出す時に、袋単位でいくつ出したという感覚ですよ、そのうちの半分が水分だという感覚はないですから。私たちの出すごみは要するに重さで集計していると思いますが、生活感覚としては袋単位でかさですから、そこのところも一般の人たちが出すごみは半分が水なんですよということを、トン数を減らすには水切りをもっと強調する方法も非常に有効ではないかと思います。自分たちの出しているごみの半分が水だなんてほとんど知らないと思います。

(担当課) そうですね、今我々も基本計画を作っている中で、毎月広報誌を使いまして、ごみの分別等について取り上げていますので、これからもいろいろなテ

一マを考えまして、市民の皆さんにわかりやすく、広報誌を通じて情報を提供していこうと考えております。今の部分についても、水切りをしっかりと行えば可燃ごみの量は相当減りますので、強調していきたい部分と考えております。

(委員) 同じような意見ですが、ごみ分別を見て一目でわかるようなチラシを、一般家庭に年に1回ではなく2回程、回覧でなくて各戸配付でお願いすることはできないでしょうか。

(担当課) 現在、分別表は各戸に渡っていると思いますが、無くされてしまったりして電話をいただき、お渡ししたりしている方もいます。また、ホームページにもそれぞれの地区ごとに入っていますが、できるだけこうしたものを広報誌等でも周知を図っていきたい。また、これは毎年作成しますので、配布の仕方については検討させていただきたいと思います。

(委員) 先ほどからの話の中で、分別が難しいということも確かにあります。そして今思ったのは、燃やしてその残ったものを最終処分場へ持っていかなくてはいけない、そして、そのお金もかかるということですよ。ですから最終処分場へ持っていく量が増えればまた財政を圧迫するということにもなりますので、できるだけリサイクルを進めざるを得ないという現状もあると思うのですが。

そんな中で生ごみの水分を減らすというのはもちろんですが、生ごみ自体を、臼田では堆肥センターに皆さん持っていきます。だから臼田の方は生ごみは燃すごみには入らないんですね。なので、それ以外の地区の方は、幸い佐久市は畑を作っている方も結構いらっしゃいますので、最近コンポストで簡単に生ごみを入れて、ボカシを振り掛けて畑に利用するという方もいますが、そういったように利用していただくことをなんとか普及させていってほしいと思います。そうでないとまた、最終処分場へ持っていくお金がかかってしまうことはどうなんだということがありますので。

(委員) すいません、それは誤解なのですが。普通の生ゴミ等は、もし自分たちの畑等あればできるだけ処理をする。ただ、プラスチック類は、高齢になればなるほどなんだかわけがわからなくなってきますので、そういうものはあまり厳密に区分させるというのは非常にお年寄りには大変だと思います。だからそういうところは、燃やせるプラスチックとして判断していいものは燃やす方向に持っていくということを考えていただきたいと思います。一般のごく普通の有機物はもちろんそのように再資源化するというのは私も賛成で

す。

(担当課) 今度のクリーンセンターが、ある程度そういうものに対応できる施設ではありますので、分別の方法についてはそうしたことも見据えながら考えていきます。軟プラという言い方が、なかなか理解が難しい中で、今度はプラマークがついているものは資源ですというようにしたいということです。そうしたこともありますので、分別についてはいろいろ見直しが必要だと思っています。

(会 長) 他にございませんでしょうか、それではこの素案を基にして計画策定を進めるということでご了承いただけますでしょうか。(異議なし) それではこの素案を基に今後審議を進めてまいりますのでよろしくお願い致します。

4. その他

(事務局) 今後のスケジュールでございますが、今回の審議会でご承認いただきました素案につきまして、12月の1日から1月5日までの間、パブリックコメントにより、広く市民の皆様のご意見をお聞きした上で、1月に開催を予定しております次回の本審議会において、最終のご審議をお願いし、2月に答申をいただく予定でございます。

詳細につきましては、追ってご通知申し上げますのでよろしくお願い致します。

(委 員) 前回のパブリックコメントを寄せられた方がゼロだということですが、あまりゼロだとなんというかやってもやらなくてもというような気も。

(担当課) 第1回のパブリックコメントですが、市のホームページと本庁、各支所で行いましたが、本来であれば佐久市の広報誌へ、いつからいつまでパブリックコメントを募集しているので意見をくださいと掲載できればよかったのですが、まだ基本方針という段階だったということと、広報の掲載については、広報誌発効日の2カ月前には広報広聴課へ依頼しなければならないのですが、第1回の環境審議会への諮問との兼ね合いもあり、広報誌への掲載のタイミングが間に合わなかったということがありまして、ここからしてもちょっと意見が足りなかったのかなということがありますので、今回の12月1日からのパブリックコメントは広報誌へも掲載いたしますので、そこで意見が出てくるのではという考えであります。

期間も1回目は基本方針ということで2週間あればという中で行いましたが、今回は素案という中身までお示ししましたので、1カ月以上期間を延ば

しまして広く募集したいと考えております。

5. 閉 会